

平成29年度 日本大学危機管理学部個人研究費 研究実績報告書

所属： 危機管理学部 危機管理学科

資格： 准教授

氏名： 上野 幸彦

研究課題		現代社会における刑罰による規範的抑止と刑法解釈
報告の概要	研究目的及び研究概要	刑法は刑罰による威嚇を通じて犯罪の一般的抑止、社会の安全に奉仕する機能を担っている。この一般的抑止という次元において、人びとにとっても何が指図されているのか、明確に理解可能な規範的意味の解明が必要である。刑罰法規自体は一定の明確性を具備しているとしても、刑罰拡張事由である共犯の領域では非常に包括的な適用が行われる傾向も見られるところから、この点に関して、可罰的範囲を明確にすることを、研究の目的とする。当年度において、とりわけ大きな社会問題ともなっている特殊詐欺事案を取り上げた。特殊詐欺は、組織的に行われているが、最近では、手口の巧妙化も見られ、組織関係者と末端のいわゆる受取り役との共犯関係が希薄であったり、日常的な業務活動を利用するケースもあり、共謀関係の認定が困難な場面も生じている。依然として特殊詐欺被害が絶えない情勢にある中、共犯として処罰すべき関与者を明確にするために、具体的な裁判例などに基づきながら、考察を行った。
	研究成果	共謀の立証に関して、実務上は、客観的な状況証拠を積み上げながら、黙示的な共謀を合理的に推認するという手法によって認定し、受取りだけに関与した者について、詐欺罪の共同正犯を導いている。このような共謀関係が詐欺の企ての当初から存在するのであれば問題はない。しかし、共謀関係が受け取り関与の時点で成立したのであれば、承継的共犯の問題も生じることになり、この点についても検討を加える必要がある。そして、一部の下級審の裁判例には、捜査当局によるいわゆる「だまされた振り作戦」が採られた事案に関し、当初からの共謀が成立していない受取関与者について、不能犯として無罪を言い渡すものも現れている。この問題について、わたくしは、刑事政策的観点から無罪とする結論の妥当性には問題があることを指摘したうえで、解釈上、詐欺罪の承継的幫助犯として処罰可能であるとする見解をもつに至った。
研究業績	・論文および著書 著者名・論文標題・雑誌名・査読の有無・巻・発行年・ページ数	上野幸彦、「刑事裁判例批評 他人の親族になりすまして行う詐欺の現金受取役を担った被告人と指示役の氏名不詳者との間の共犯関係」、『刑事法ジャーナル』、査読なし、第53号、2017年8月、136－141頁。
	・学会発表等 発表者名・発表標題・学会名・発表年月日・発表場所	なし
	・その他 *書評、雑誌投稿など 著書名・標題・掲載誌名・発表年月・発行所 *講演会、研究会等での講演・発表 発表者・発表年月・題目名・講演会等名 *社会貢献活動等	なし